新型インフルエンザ等
対策に関する業務計画

令和８年４月１日　改訂

大十バス株式会社

第 1 章　総則

（目的・基本方針）

第 1 条　この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 8 号の規定に基づき指定地方公共機関に指定されたことに伴い、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、大十バス株式会社（以下「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

2　会社は、指定地方公共機関として対策を実施する責務を有し、従業員及びお客様の安全確保を最優先としつつ、業務の継続に努める。

3　対策の実施にあたっては、和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 7 年 6 月 3 日改訂）に基づき、関係機関と相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

（業務計画の運用）

第 2 条　会社は、発生した感染症の特性（毒性や感染力等）を踏まえ、様々な状況に柔軟に対応できるよう本計画を運用する。

2　国や県が提供する正確な情報を適宜入手し、その時々の被害想定（罹患率、欠勤率等）に即して、的確な行動をとるものとする。

（対象とする感染症の定義）

第 3 条　この計画において「新型インフルエンザ等」とは、法第 2 条第 1 号に規定する次の感染症をいう。

(1)　新型インフルエンザ等感染症

(2)　指定感染症（病状が重篤で全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(3)　新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第 2 章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

（対策本部の設置・組織）

第 4 条　社長は、和歌山県に対策本部が設置された場合等で必要があると認める時は、速やかに「新型インフルエンザ等本社対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

2　対策本部長は、社長とする。

3　対策本部の構成は次のとおりとする。

本社対策本部の構成

	対策本部
対策本部長	社長
対策本部副本部長	安全統括管理者
事務局長	営業部長
対策本部の構成	情報収集班（営業部、総務部） 乗客・家族対応班（営業部、総務部） 広報・連絡班（営業部・総務部） バス運行班（営業部） 事務局（総務部）

（対策本部長等の任務）

第 5 条 対策本部長、対策本部副本部長及びその他対策本部の構成員の任務は次のとおりとする。

（1） 対策本部長は、対策本部を総括する。

（2） 対策本部副本部長は、対策本部長を補佐する。

（3） 事務局長は、対策本部の運営を統括する。

（4） 対策本部を構成する各班は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

（情報の収集・共有・広報）

第 6 条 対策本部は、正確な情報を適宜入手し、役職員間で速やかに共有するとともに、運行状況等について利用者への適切な広報を行う。

（関係機関との連携）

第 7 条 会社は、和歌山県、関係市町村、業界団体等と緊密な連携を図り、協力体制の構築に努める。

（対策本部の解散）

第 8 条 対策本部長は、対策を継続する必要がなくなったと認める時は、対策本部を解散する。

第 3 章　新型インフルエンザ等対策に関する事項

（新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法）

第 9 条　会社は、対策の段階を「準備期」「初動期」「対応期」の 3 区分に分類し、以下の措置を講ずる。

（1）　**準備期（平時からの備え）**

体制整備：連絡網の整備、および役割分担の確認を行う。

教育・訓練：役職員への教育、および定期的な訓練を実施する。

備蓄・予防：不織布製マスクや消毒液等の物資を備蓄し、換気設備等の環境を整える。

（2）　**初動期（発生直後）**

体制移行：情報の収集を強化し、速やかに対策本部設置の検討を行う。

注意喚起：役職員への注意喚起と、利用者への感染防止協力要請を開始する。

（3）　**対応期（まん延期）**

運送の確保：要員状況に応じた運行計画により、旅客運送を適切に実施する（法第 53 条）。

緊急輸送：知事等からの要請があるときは、緊急物資の運送に協力する（法第 54 条）。

業務の調整：大幅な欠勤者の発生に備え、重要業務への集約と一部業務の縮小・休止を判断する。

（人員計画等）

第 10 条　会社は、感染状況に応じ、時差出勤や業務の見直し等の柔軟な人員配置を行い、業務継続を図る。

（物資の備蓄・管理）

第 11 条　会社は、業務に必要な消毒用エタノール、不織布製マスク等の物資を常に確保する。

2　備蓄品については、日常の業務で使用しながら順次新しいものを補充することで、常に有効期限内のものが確保されるよう管理に努める。

第 4 章　教育・訓練、点検・改善

（教育・訓練）

第 12 条　会社は、役職員に対し、感染症知識や本計画の内容に関する教育・訓練を計画的に実施する。

2　役職員に対し、感染者等への偏見・差別を防ぐための啓発を行う。

（点検・改善）

第 13 条　会社は、訓練の結果や対応経験を通じ、定期的に本計画の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

第 5 章　その他

（周知と活用）

第 14 条　会社は、業務の縮小等を行う場合は、利用者への事前周知に努める。

2　過去の感染症対応の経験を、次なる感染症危機への備えに活用する。